

# 【概要版】雫石町こども計画

(令和7年度～令和11年度)

## 1 計画策定の背景

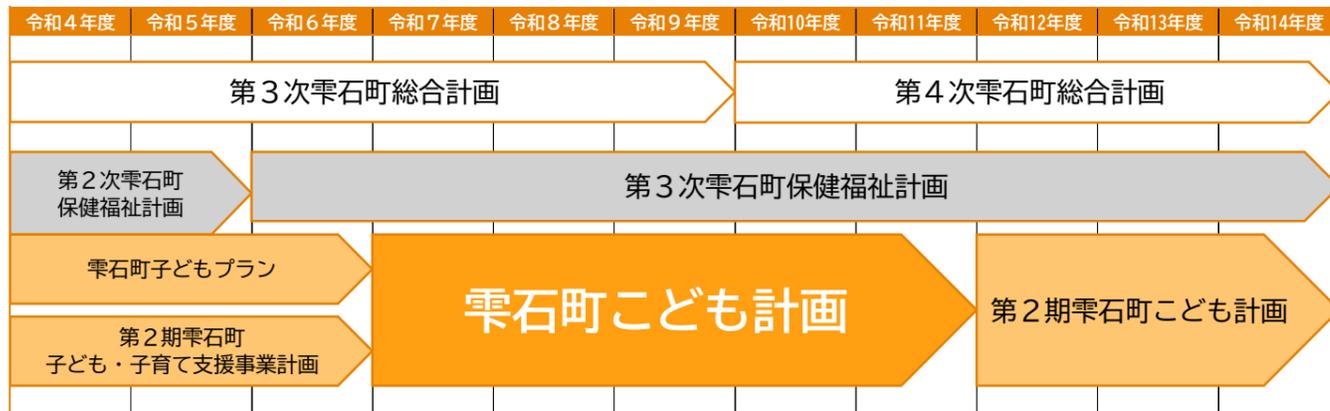
国では、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月から施行されるとともに、同年12月には、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一元化した「こども大綱」が策定されました。

本町においても、「雫石町子どもプラン」や「雫石町子ども・子育て支援事業計画」により、町全体で子育てを支える環境づくりや次世代を担うこどもたちが健やかに成長できる環境づくりの推進に取り組んで来ました。

この計画は、これまで取り組んできた計画の方向性を引き継ぎつつ、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づいた各種施策の実施や、新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力に推進していくため、少子化対策、こどもの貧困対策、こども・若者育成支援等の施策を一体的に取りまとめた「雫石町こども計画」を策定するものです。

## 2 計画の期間

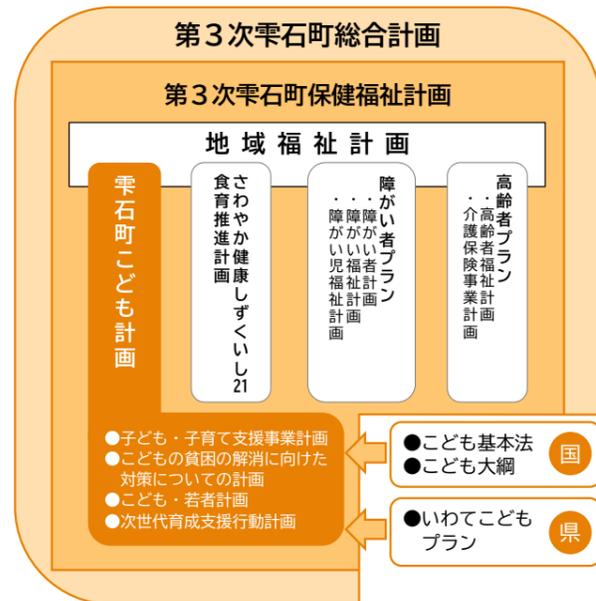
本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。



## 3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」を軸とし、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体のものとした計画です。

また、本計画については、「第三次雫石町総合計画」を上位計画とし、「第三次雫石町保健福祉計画」に位置付けられた別冊子として策定し、国や県、関連計画との整合を図ります。



## 4 計画の対象

本計画は「こども基本法」の定義に基づき、「こども」を年齢で区切らず、心身の発達の過程にある人として。なお、こどもの年齢は、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策によっては40歳未満の者も対象とする。)のライフステージごとに区分し、必要な施策ごとに対象を定めることとします。

(歳)																																							
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
こども・若者																																							
乳幼児期						学童期												思春期												青年期						青年期(施策による)			

## 5 基本理念

本計画では、「第2期雫石町子ども・子育て支援事業計画」の理念を継承するとともに、こども基本法の趣旨を踏まえ、こどもの権利が尊重され、こども・若者、子育て家庭の誰もが幸せな状態で生活することができ、健やかに成長していけるよう、地域全体で支援するまちづくりの推進に向け、基本理念を次のとおり定めます。

笑顔が輝き 誰もが健やかに成長できる 子育てのまち

## 6 基本目標と基本施策

国の「こども大綱」を踏まえ、本町においては以下の4つの基本目標に沿ってこども施策、子育て支援施策を展開します。

